鹿児島県公報

令和4年3月25日(金)第297号の5



示

発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (毎週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

告

○指定代理納付者の指定(5件)

(財政課取扱い) 1

示

鹿児島県告示第278号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次 のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 株式会社トラストバンク
 - 東京都渋谷区二丁目24番12号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入 **寄附金(インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)**
- 3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき 当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も 同様とする。

鹿児島県告示第279号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により,指定代理納付者を次 のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 トヨタファイナンス株式会社 爱知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金 (インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード 国際ブランドマーク (VISA又はMastercardに限る。)が付されたクレジット カード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき 当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も 同様とする。

鹿児島県告示第280号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により,指定代理納付者を次 のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定代理納付者の名称及び住所

株式会社鹿児島カード

鹿児島市泉町3番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金 (インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード 国際ブランドマーク (JCB, AMERICAN EXPRESS,

Diners Club, VISA又はMastercardに限る。)が付されたクレジッ トカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第281号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次 のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定代理納付者の名称及び住所

SBペイメントサービス株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル25階

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金 (インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

国際ブランドマーク (VISA, Mastercard, JCB,

AMERICAN EXPRESS又はDiners Clubに限る。)が付されたクレジ ットカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき 当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も 同様とする。

鹿児島県告示第282号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により,指定代理納付者を次 のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定代理納付者の名称及び住所

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金 (インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

国際ブランドマーク (VISA, Mastercard, JCB,

AMERICAN EXPRESS又はDiners Clubに限る。)が付されたクレジ ットカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき 当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も 同様とする。